

令和4年1月27日

児童クラブ利用児童の保護者様

木津川市教育委員会学校教育課長

まん延防止等重点措置を踏まえた児童クラブの対応について

日頃は、本市教育・児童福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、京都府全域に「まん延防止等重点措置等」が令和4年1月27日から2月20日の期間で適用されます。

最近では、感染力が強いオミクロン株への置き換わりが進む中、感染経路が不明な事例が増えるとともに、若年層への感染も拡大しており、1月に入り、木津川市内でも児童生徒の感染がこれまでにないペースで報告されています。

こうした状況を踏まえ、市内児童クラブでは、引き続き感染防止対策を徹底した上で、臨時休所や登所自粛要請等の対応は行わず、原則**通常保育**を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、可能な範囲で児童クラブでの集団保育を控え、家庭保育にご協力いただきますようお願いいたします。

児童クラブでは感染予防に努めているところではありますが、今後、児童クラブで感染者が確認された場合については、臨時休所等必要な対策を講じることとなりますので、ご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、今一度以下の留意事項についてご確認いただき、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 健康管理について

- ご家庭においても毎日の検温や手洗いを徹底し、健康管理には十分ご注意ください。
※手を洗う前に、目、鼻、口などに触れないようにしてください。また、手を洗った後は、清潔なタオルで水分をしっかりと拭き取ってください。
- 児童や同居の家族に発熱等の風邪症状が見られるときは、必ず登所を控えて医療機関への受診をお願いします。
※解熱後も息苦しさ等の呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。
- 保育中に児童の発熱等が認められる場合は、必ずお迎えのご協力をお願いします。
- 送迎時にはマスクの着用にご協力をお願いします。

2 使用料について

本市から登所自粛要請は行わないことから、令和4年1月27日から2月20日までの期間中の使用料について、登所日数に応じた減額は行いません。

※新型コロナウイルス感染症に係る出席停止となった際には登所しなかった日数に応じて利用料を減額します。使用料減免申請書（出席停止者用）を提出してください。

※濃厚接触者としてPCR（抗原）検査を受けた場合は、結果待ちのために登所しなかった日数に応じて利用料を減額します。（無症状者等任意の検査は対象外）

3 児童クラブの利用にあたってのお願い

- 本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している状況であり、感染拡大防止の観点から、ご家庭での保育ができる場合にはお休みいただくなど、可能な限り児童クラブの利用をお控えいただくようご協力をお願いします。
- 児童又はその同居者が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合に、PCR検査を受けることになった際は、必ず小学校及び児童クラブにご報告いただき、保健所等の指示に従ってください。

4 おやつ取り扱いについて

- 児童クラブではおやつ時間を中止し、お持ち帰りいただいています。
- 感染予防策として2月のおやつ提供を中止いたします。
- ※2月分のおやつ代は徴収いたしません。
- ※3月以降のおやつについては、2月中旬に再度お知らせいたします。

5 その他

- 発熱等の症状がある方の相談・受診・検査の流れ（京都府ホームページ抜粋）
発熱症状などがある方は、まずは身近な医療機関（地域の診療所・病院）にお電話ください。
 - ◆医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を実施（または、検査のできる医療機関を紹介）します。
 - ◆夜間や医療機関が休みのときやかかりつけ医のいない方は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」にご相談ください。

【きょうと新型コロナ医療相談センター（京都府）】

電話：075-414-5487（365日24時間対応）

※外国語対応

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語（10時から20時）
タイ語（9時から18時）

【山城南保健所（感染症相談窓口）】

電話：0774-72-0981